

平成 20 年 9 月 25 日

会員各位

社団法人全国都市清掃会議
専務理事 佐々木 五郎

(財)家電製品協会が行う家電の不法投棄等の対策に関する報告について

このことについては、去る 9 月 22 日に開催されました第 17 回中央環境・産業構造審議会の合同会合において下記のとおり、説明等がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 審議会議事次第及び資料（抄）については別添のとおり

2. 全都清の意見要旨

不法投棄対策等の事業がスタートしたこと自体は評価しても良いのではないかと考える。しかしながら、意見具申「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（20 年 2 月）においても指摘があった『この協力体制の具体的な設計に当たっては、市町村が実際に活用しやすいものになるよう留意することが重要である。』のとおり我々は、市町村が活用しやすい・使いやすいものにすべきと主張してきたところであるが、19 日に環境省・経済産業省の両省から通知を受けた今回の内容については、改善すべきところがあると考えている。今後、使いやすいものにすることが必要である。今後の取組みについては、環境省の見解を伺い、それを踏まえ自治体に発信していきたい。

3. 環境省の見解要旨

環境省としても、本事業については、市町村が使いやすいものとなるよう、事前に家電製品協会に申し入れていたところであるが、しかしながら、その全ての事項について、対応していただいたわけではないので、本件事業が発表された後、今後の対応について家電製品協会から聴取した。

協会からは、『来年度から事業をスタートすることを考えると、時期的に見て、ぎりぎりのタイミングとなったため、こうした発表の形となったが、本事業が、不法投棄対策に熱心に取り組む多くの市町村に活用してもらえよう、協会としても、柔軟に対応していきたい。』との説明を受けた。

柔軟な対応の内容としては、具体的には、

- ① 申請書類を受付けるにあたっては、記載事項の詳細等について、市町村から問い合わせがあれば、協会がその設問で意図している事項を丁寧に説明するとともに相談に乗ること
- ② 市町村のデータ不足等の事情により、申請書類のすべての記載事項が記入できない場合であっても、その記入不足をもって形式的に受け付けないというような扱いはせず、審査の対象とすること
- ③ さらに、申請の受け、相談の段階から事業を採択し進めていく段階で、市町村側から本事業に対し、こうしたら市町村としてもより使いやすいものになる、との提案があれば、それを記録に留め、家電製品協会では次年度の本事業の内容を議論する際に、参考にしたいことと聞いている。

まずは、事業をすすめていただければと考えている。

なお、環境省の見解については、全都清による要約であり、公式のものではないことを申し添えます。